# その症状, もしかして高次脳機能障害かもしれません!

高次脳機能障害とは、頭のけがや脳血管疾患などで脳に損傷を受けたために、下記のような症状が現れる状態を指します。けがや病気が一見回復したように見えても、数年経過してから症状が現れ、本人や家族が生活のしづらさを感じながら過ごしていることがあります。適切な支援を受けるために、相談窓口へご相談ください。

## 高次脳機能障害の主な原因と症状

	脳外傷	交通事故・転落・転倒などによる硬膜外血腫・脳内出血・
主な原因	(頭部外傷)	脳挫傷・びまん性軸索損傷
	脳血管障害	脳出血・くも膜下出血・脳梗塞
	その他	脳炎・低酸素脳症・脳腫瘍・正常圧水頭症・アルコール中毒

## 記憶障害

物の置き場所を忘れる 新しいできごとを覚えられない 同じことを繰り返し質問する

## 注意障害

ぼんやりしてミスが多い 2 つのことを同時にすると混乱 作業を長く続けられない

## 遂行機能障害

段取りが組めない 計画を立てることが困難 優先順位がつけられない 約束の時間に間に合わない

## 社会的行動障害

意欲がわかない 突然, 興奮し怒ったり, 不安になって 泣いたりする 他人と上手く交流ができない

※その方により症状は様々であり、症状や生活に合わせて適切な支援が必要です。

#### 【福祉制度の利用について】

- 〇高次脳機能障害は、精神障害者保健福祉手帳の申請が可能です。 ※失語などの音声・言語障害がある場合、身体障害者手帳の申請が可能です。
- 〇障害者総合支援法における障害福祉サービスの対象です。

高次脳機能障害者は、精神障害者保健福祉手帳を持っていない場合でも、自立支援医療受給者証(精神通院医療)や医師の診断書があれば、障害福祉サービスの支給申請が可能です。

- 〇脳血管疾患(特定疾患)を原因とする40歳以上の高次脳機能障害者は、介護保険制度の申請ができます。
- ○条件を満たしていれば、高次脳機能障害は障害年金の受給対象になります。

## 裏面を参考に御連絡ください。⇒

## 【高次脳機能障害に関する主な相談窓口】

### 〈総合的な相談〉

宮城県仙南保健福祉事務所 母子・障害班	0224-53-3132
宮城県リハビリテーション支援センター リハビリテーション支援班	022-784-3588

### 〈障害福祉サービス等に関する相談〉※65歳以上の方は市町の地域包括支援センターの窓口へ

白石市	福祉課	0224-22-1400	村田町	健康福祉課	0224-83-6402
角田市	社会福祉課	0224-61-1185	柴田町	福祉課	0224-55-5010
蔵王町	保健福祉課	0224-33-2003	川崎町	保健福祉課	0224-84-6008
七ヶ宿町	保健センター	0224-37-2331	丸森町	保健福祉課	0224-72-2115
大河原町	福祉課	0224-53-2115			

(相談支援)

(就労支援)

仙南地域障害者基幹相談支援センター「アサンテ」 0224-51-8586 県南障害者就業・生活支援センター「コノコノ」 0224-25-7303

〈医療に関する相談〉

検査が出来る医療機関窓口				
大泉記念病院	0224-22-2111	仙南病院	0224-63-2003	
金上病院	0224-63-1032	みやぎ県南中核病院	0224-51-5500	
川崎こころ病院	0224-85-2333			

【拠点病院】東北医科薬科大学病院(高次脳機能障害支援センター)022-259-1221

### 〈家族会〉

- ·高次脳機能障害者家族交流会 (年2回開催) 仙南保健福祉事務所 母子·障害班
- ・Sakuraカフェ(仙南圏域若年性認知症の人と家族のピアサポート交流会)

仙南保健福祉事務所 成人 高齢班

#### 【高次脳機能障害の診断基準について】

I 主要症状等	1 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認されている。
	2 現在,日常生活または社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機
	能障害、社会的行動障害などの認知障害がある。
Ⅱ 検査所見	MRI, CT, 脳波などにより認知障害の原因と考えられる脳の器質的病変の存在が確認されている
	か、あるいは診断書により脳の器質的病変が存在したと確認できる。
Ⅲ 除外項目	1 脳の器質的病変に基づく認知障害のうち、身体障害として認知可能である症状を有するが、上
	記主要症状(I-2)を欠く者は除外する。
	2 診断にあたり、受傷または発症以前から有する症状と検査所見は除外する。
	3 先天性疾患, 周産期における脳損傷, 発達障害, 進行性疾患を原因とする者は除外する。
Ⅳ 診断	1 Ⅰ~Ⅲをすべて満たした場合に高次脳機能障害と診断する。
	2 高次脳機能障害の診断は脳の器質的病変の原因となった外傷や疾病の急性期症状を脱した後
	において行う。
	3 神経心理学検査の所見を参考にすることができる。

なお、診断基準の I とⅢを満たす一方で、Ⅱ の検査所見で脳の器質的病変の存在を明らかにできない症例については、慎重な評価により高次脳機能障害者として診断されることがあり得る。

高次脳機能障害者支援の手引き(改訂第2版)より引用

発行元 仙南保健福祉事務所 母子・障害班 令和5年12月14日